

水戸市指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業  
の人員、設備及び運営に係る基準等を定める要項

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 介護予防訪問介護相当サービス

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条—第39条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条—第42条）

第3章 介護予防通所介護相当サービス

第1節 基本方針（第43条）

第2節 人員に関する基準（第44条—第46条）

第3節 設備に関する基準（第47条）

第4節 運営に関する基準（第48条—第59条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第60条—第63条）

第4章 雑則（第64条—第67条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要項は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第1号イの規定に基づき、指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営並びにこれらの事業に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防訪問介護相当サービス 水戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年水戸市規則第33号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に規定する介護予防訪問介護相当サービスであって、指定事業者が実施するものをいう。
- (2) 指定介護予防通所介護相当サービス 規則第2条第1項第3号に規定する介護予防通所介護相当サービスであって、指定事業者が実施するものをいう。
- (3) 利用料 規則第5条第1項に規定する費用に係る対価をいう。
- (4) 指定第1号事業支給費用基準額 水戸市介護予防訪問介護相当サービス事業及び介護予防通所介護相当サービス事業に係る第1号事業支給費の額の算定に関する要項（平成29年水戸市告示第76号）第2条の規定により算定した額をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第3項の規定により指定第1号事業支給費（規則第6条に規定する指定第1号事業支給費をいう。以下同じ。）が利用者に代わり指定事業者を支払われる場合の当該指定第1号事業支給費に係る指定介護予防訪問介護相当サービス又は指定介護予防通所介護相当サービスをいう。

(6) 常勤換算方法 指定事業者が指定介護予防訪問介護相当サービス又は指定介護予防通所介護相当サービスの事業を行う事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要項における用語の意義は、法及び省令の例による。

(一般原則)

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、指定事業者が実施する事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、介護保険施設、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスその他の地域における取組を行う者等との連携に努めなければならない。

3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(指定事業者の適格要件)

第4条 指定事業者は、法人であり、かつ、その代表者及び役員が、水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないものとする。

## 第2章 介護予防訪問介護相当サービス

### 第1節 基本方針

第5条 指定介護予防訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態（これに相当する状態を含む。以下同じ。）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 指定介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（水戸市指定居宅介護サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第13号。以下「指定居宅

サービス基準条例」という。)第6条第1項の指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防訪問介護事業者(介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成27年茨城県条例第22号。以下「改正条例」という。))による改正前の介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第69号。以下「旧指定介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項の指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス基準条例第5条の指定訪問介護をいう。以下同じ。)又は指定介護予防訪問介護(旧指定介護予防サービス基準条例第5条の指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)に規定する者であつて、専ら介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例(平成25年水戸市条例第9号。以下「指定地域密着型サービス事業基準条例」という。))第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス事業基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)の業務に従事することができる。
- 5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準条例第6条第1項から第3項まで又は改正条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護予防サービス基準条例第6条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の業務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第8条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者

の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス基準条例第9条第1項又は改正条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、次の各号に掲げる方法で利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものにより提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が電気通信回線を通じて重要事項を送信し、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- (2) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法
- (3) 磁気ディスク、光ディスク（水戸市情報公開条例施行規則（平成13年水戸市規則第24号）第9条第3項第3号イに規定する光ディスクをいう。）その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項の承諾は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が重要事項の提供の方法及びその内容を示し、文書又は電気通信回線を通じて指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法により、利用申込者又はその家族から事前に得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電気通信回線を通じて指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法により、第2項各号に掲げる方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を当該方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護相当サー

ビスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者に対し、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が通常時に当該指定介護予防訪問介護相当サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）でない等の理由により自ら適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び居宅要支援者被保険者等であることを確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請等に係る援助)

第13条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、居宅要支援者被保険者等でない利用申込者については、要支援認定の申請等が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業による支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が満了する日の30日前までにはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域支援包括センターが実施するサービス担当者会議（水戸市指定介護予防支援事業等基準条例（平成27年水戸市条例第6号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第26条第3項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第15条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。）又は居宅要支援被保険者等の利用する指定第1号事業の種類、内容、担当する者等を定めた計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成又は変更の際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該介護予防サービス計画等上に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（指定第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

第16条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しない場合又は第1号介護予防支援事業を受けるための届出を行っていない場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定第1号事業支給費の支給を受けることができる旨の説明、地域包括支援センターに関する情報の提供その他の指定第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第17条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿った指定介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第18条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第19条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等にその身分を示す証明書を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第20条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供したときは、当該指定介護予防訪問介護相当サービスの提供日及びその内容、当該指定介護予防訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける指定第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第21条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護相当サービスを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護相当サービスに係る指定第1号事業支給費用基準額から当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者を支払われる指定第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護相当サービスを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護相当サービスに係る指定第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第24条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第26条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者に、この節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 指定介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
  - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
  - (3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助の目標及び内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) 地域包括支援センター等に対し、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第27条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第28条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第29条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第30条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（掲示）

第31条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第32条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかななければならない。

（広告）

第33条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第34条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、地域包括支援センター又はその職員に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理等)

第35条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定事業者であった者等に対する出頭の求め又は市の職員に行わせる関係者に対する質問若しくは当該指定事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他当該指定事業者が行う指定介護予防訪問介護相当サービスに関係のある場所への立ち入りによるその設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第36条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第36条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(事故発生時の対応)

第37条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市長、当該利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

第38条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第24条に規定する市長への通知に係る記録
- (3) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 第41条第2号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第40条 指定介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、サービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるとする方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護相当サービスに関する計画（以下「介護予防訪問介護相当サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターの職員に報告するとともに、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターの職員に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護相当サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

(介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第42条 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第35条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

### 第3章 介護予防通所介護相当サービス

#### 第1節 基本方針

第43条 指定介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第44条 指定介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」という。）が当該指定介護予防通所介護相当サービス事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防通所介護相当サービス従業者」という。）の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活相談員 指定介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数（以下「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準条例第104条第1項の指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護事業者（指定地域

密着型サービス事業基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防通所介護事業者(旧指定介護予防サービス基準条例第96条第1項の指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス基準条例第103条の指定通所介護をいう。以下同じ。)、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス事業基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)又は指定介護予防通所介護(旧指定介護予防サービス基準条例第95条の指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護相当サービス及び指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員(当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において同時に指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項第3号の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定介護予防通所介護相当サービスの単位は、指定介護予防通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができる。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準条例第104条第1項から第6項まで、指定地域密着型サービス事業基準条例第60条の3第1項から第7項まで又は改正条例付則第

6項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護予防サービス基準条例第96条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第45条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。

(介護予防通所介護相当サービス従業者及び管理者の雇用契約等の内容の確認)

第46条 介護予防通所介護相当サービス従業者及び前条の管理者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業者との雇用契約等の内容を書面で確認できる者でなければならない。

### 第3節 設備に関する基準

第47条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに指定介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の食堂、機能訓練室、相談室、事務室及び便所に係る設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積（調理台、洗面器等が設置されている場合は、当該設置部分の面積を除く。）は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- (3) 事務室 利用者に指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行う場所（以下この条において「指定介護予防通所介護相当サービス提供場所」という。）と明確に区画されていること。
- (4) 便所 利用者の使用に適したものとすること。

3 前項第1号の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

4 第1項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス提供場所について、利用者の円滑な移動に配慮しなければならない。

6 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス提供場所を2以上の階に分けて設ける場合は、1基以上エレベーターを設けなければならない。ただし、傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該指定地域密着型通所介護の事業の

設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに契約の締結)

第48条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第51条に規定する運営規程の概要、指定介護予防通所介護相当サービス従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

(利用料等の受領)

第49条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護相当サービスを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護相当サービスに係る指定第1号事業支給費用基準額から当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者を支払われる指定第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護相当サービスを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護相当サービスに係る指定第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用のうち、食材料費、調理に係る費用その他利用者が負担することが適当と認められる費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い、文書により利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第50条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者に、この節の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第51条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごと

に、次の各号に掲げる事項に係る規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 苦情の処理手順及び窓口
- (9) 緊急時等の対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第52条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、介護予防通所介護相当サービス従業者の勤務の体制を定め、これを記録しなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護予防通所介護相当サービス従業者によって指定介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての介護予防通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守等)

第53条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項ただし書に規定する場合において利用定員を超えて指定介護予防通所介護相当サービスを提供したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第54条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害への対応等について次の各号に掲げる事項を記載した計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、並びにそれらを定期的に介護予防通所介護相当サービス従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- (1) 火災、地震その他事業所の立地等から起こり得る非常災害に対処するため、夜間、停電、通信手段の途絶等の状況を踏まえた円滑かつ迅速に避難するための方策
- (2) 非常災害の発生に備えた必要な物資の量及び保管場所
- (3) 非常災害発生時の連絡体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の規定により作成した計画を定期的に見直すよう努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に備え食料、水、燃料、防災機材等の備蓄に努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、地域との連携の下非常災害時における役割を明確にし、利用者等の安全確保に努めなければならない。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第55条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第56条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の開始に当たり、地域住民に対し、次の各号に掲げる事項について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者の名称、提供するサービスの種類、その主たる事務所の所在地及び連絡先並びに代表者の職名及び氏名
- (2) 第51条各号に掲げる事項
- (3) 地域との連携に関する事項

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自

発的な活動と連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第57条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供により次の各号のいずれかに該当する事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに当該事故について、市長、当該利用者の家族、地域包括支援センターに連絡を行わなければならない。

- (1) 死亡した場合
- (2) 医療機関で治療を受け、若しくは入院し、又は新たに心身に障害が加わり、若しくは介護保険の要介護度が重度になるおそれが生じた場合
- (3) 食中毒となった場合
- (4) 白せん、インフルエンザ等の感染症に感染した場合
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項各号に規定する行為を受けた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 市長に対し行う前項の連絡については、事故発生連絡票（別記様式）により行うものとする。ただし、同項第1号又は第2号に掲げる場合にあつては、直ちに電話又はファクシミリにより市長に連絡した後、速やかに事故発生連絡票を提出するものとする。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第1項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するとともに次項で定めるところにより市長に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告は、当該事故に対する措置の終了後、速やかに事故発生連絡票により行うものとする。ただし、当該事故に対する措置が長期にわたる場合は、進捗状況に応じて、適宜その経過を報告するものとする。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第1項の事故による損害のうち指定介護予防通所介護相当サービス事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

(記録の整備)

第58条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、次の各号に掲げる記録を整備しなければならない。

- (1) 従業員に関する記録として次に掲げるもの
  - ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの
  - イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの
  - ウ 従業者ごとの賃金、手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

- エ 第46条に規定する雇用関係等の書面
  - オ 業務に必要な資格証等の写し
- (2) 設備に関する記録として次に掲げるもの
- ア 事業所の平面図及び設備の概要
  - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定により交付された検査済証
  - ウ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3第4項の規定により交付された検査済証
- (3) 備品台帳
- (4) 会計に関する記録として次に掲げるもの
- ア 出納帳等その他経理の記録
  - イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し
  - ウ 介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したもの
  - エ 介護報酬加算を請求した場合の算定根拠となる資料等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録
- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、指定介護予防通所介護相当サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第48条に規定する重要事項を記した文書
  - (2) 第48条の規定により締結した契約の文書又はその写し
  - (3) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録
  - (4) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (5) 次条において準用する第24条に規定する市長への通知に係る記録
  - (6) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情等の内容等の記録
  - (7) 第62条第2号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項に規定する記録を法第115条の45の7第1項の規定により市が行う帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

(準用)

第59条 第9条第2項から第4項まで、第10条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第35条まで、第36条の2及び第38条の規定は、指定介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第25条、第29条の2第2項、第31条第1項並びに第36条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と、同項中「第27条」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第60条 指定介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図りつつ、常にその改善を図らな

ればならない。

- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 6 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の家族及び関係機関と連携を図り、必要に応じて利用者の成年後見制度の活用への支援に努めなければならない。
- 7 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の口腔の衛生の向上を図るための取組に努めなければならない。

(指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第61条 指定介護予防通所介護相当サービスの方針は、第42条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護相当サービスに関する計画（以下「介護予防通所介護相当サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画を作成したときは、当該介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介

護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターの職員に報告するとともに、当該介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターの職員に報告しなければならない。

(11) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第62条 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切な方法によること。

(3) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第63条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変する場合等に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするように努めなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っている場合においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、利用者の病状が急変したときその他必要なときは、速やかに、主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 雑則

(市の区域外の事業所に係る基準の特例)

第64条 市の区域外に所在する指定介護予防訪問介護相当サービス又は指定介護予防通所介護相当サービスの事業を行う事業所（当該事業所の所在する市町村の長から指定を受けたものに限る。）について指定事業者の指定の申請があった場合における当該指定に係る指定介護予防訪問介護相当サービス又は指定介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営並びにこれらの事業に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準については、前2章の規定にかかわらず、当該事業所の所在する市町村の定めるところによるものとする。

(電磁的記録による作成等)

第65条 この要項の規定により書面で行うこととされている作成、取得、保存等の行為（第12条第1項（第59条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、当該規定にかかわらず、書面に代えて、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られている記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

- 2 この要項の規定により相手方に対し書面で行うこととされている交付、提供その他これに類する行為については、当該規定にかかわらず、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的記録により行うことができる。

(情報通信機器を活用した委員会の開催)

第66条 この要項の規定により開催することとされている委員会については、画像及び音声の送受信により、当該委員会の出席者が同時に通話できる情報通信機器を活用して開催することができる。

(補則)

第67条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月31日告示第130号）

(施行期日)

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定（同条中第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える部分に限る。）及び第51条の改正規定（同条中第11号を第12号とし、第10号の次に1号を加える部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の水戸市指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等を定める要項（以下「新要項」という。）第29条の2（新要項第59条において準用する場合を含む。）、第30条第3項、第36条の2（新要項第59条において準用する場合を含む。）、第52条第3項及び第55条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」

とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うもの」とあるのは「行うよう努めるもの」とする。

- 3 施行日から第1項ただし書に規定する規定の施行の前日までの間、指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるものとする。

## 事故発生連絡票

水戸市長 様

第 1 報                   年   月   日

最終報告               年   月   日

報告者

事業者の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_

事業所の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_

責任者名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

利用者	氏名		住所 電話番号					Tel
	性別	年齢	歳	要介護度等			被保険者番号	
事故の 概要	発生日時	年   月   日   時   分				発生場所		
	【概要 (原因・経緯等)】							
事故時 の対応	治療した医療機関名				医療機関所在地			
	【治療の概要】							
	【家族等への連絡状況】							

事故後の対応	【利用者や家族の現在の状況】
	【事業所としての再発防止への取組】
	【損害賠償等の状況】（検討中・交渉中は、結果が分かり次第再度報告してください。）
その他連絡事項	